

## 会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市行政改革推進委員会
開催日時	平成27年6月22日（月）午後3時から午後4時まで
開催場所	市役所 6階601会議室
出席者	<p>（委員）</p> <p>村松幸廣会長、鰐部兼道職務代理者、深谷良雄委員、木戸友二委員、近藤邦彦委員、岸正久委員、鈴木治里委員、三宅章介委員、植松良太委員、加藤敏之委員</p> <p>（みよし市）</p> <p>小野田市長、鈴木副市長、藤根政策推進部長、伊藤総務部長、片桐総務部参事、近藤(道)市民部長、近藤(政)協働部長、増岡健康福祉部長、宇佐美環境経済部長、小嶋(俊)都市建設部長、佐伯会計管理者、小嶋(宏)病院事務局長、塚本教育部長、加納議会事務局長、柴本監査委員事務局長</p> <p>（事務局）</p> <p>柴田政策推進部次長、太田財政課長、原田副主幹、岡本主査、山岸主事</p>
次回開催予定日	平成27年8月17日
問合せ先	政策推進部財政課
下欄に掲載するもの	議事録全文
審議経過	<p>○ 委嘱状交付</p> <p>新任の鰐部兼道委員、深谷良雄委員、鈴木治里委員、植松良太委員に市長から委嘱状交付</p> <p>○ 市長あいさつ</p> <p>委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。また、本日新たに委員になられた皆様、よろしく願いいたします。日頃は、本市の行政運営に対し、それぞれのお立場で格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。現在の経済情勢は景気の緩やかな回復基調により上向き傾向にありますが、海外景気の下振れなどのリスクにより、先行きが不透明な部分もあります。本市としましては、こうした社会経済情勢の中で、より質の高い市民サービスを提供できるよう、さらなる行政改革を推進していく所存であります。本年度は、第5次行政改革大綱の取組期間の最終年となります。さらなる改革を進めるため、第6次行政改革大綱の策定に取り組んで参ります。また、3年毎に行うこととしております受益者負担の見直しについても、平成28年度からの料金改定に向けて、取り組んで参ります。委員の皆様には、格別の御指導・御鞭撻を賜りますようお願い</p>

	<p>い申し上げ、御挨拶といたします。</p> <p>○新任委員あいさつ</p> <p>○職務代理者選任 設置条例に基づき、会長の指名により鰐部委員を職務代理者に選任。</p> <p>○会長あいさつ アベノミクス効果により若干ではありますが景気が持ち直し、求人等を見ましても増加傾向にあります。私ども庶民の方まで景気の波が来ていないのが不安なところではありますが、いつも申し上げている通り行政改革は、コストカッターではありません。市民から見て市民にとってより良いサービスを提供することが趣旨となります。本日は皆様の忌憚のないご意見を頂ければと思っています。よろしくお願ひします。</p> <p>○議題 《受益者負担の見直しに関する基本方針について》 【事務局】受益者負担の見直しについて、資料に基づいてご説明させていただきます。始めに、資料1の「受益者負担の見直しの基本方針（案）」をご覧いただきたいと思ひます。今回行う受益者負担の見直しですが、こちらの基本方針に基づいて行いたいと考えております。まず、1 受益者負担の見直しの基本方針 の最初に、本市の行政改革の基本となる行政改革大綱における位置づけを示しております。次に、基本的な考え方を記載させていただいておりますが、要約してご説明させていただきますと、受益者負担は、「特定のサービスの提供を受ける者に、その受益に応じた負担を求める」という考え方であり、そこで基本的な考え方の1つ目として、この受益者つまり利用者に負担を求めるからには、明確で適正な基準により、受益者負担額を算定する必要があります。2つ目として、市が提供するサービスには、道路や公園など、不特定多数の市民が必要とするものから、スポーツ施設などの特定の市民のみが利益を享受するものや、あるいは民間においても類似のサービスが存在するものまで多岐にわたっており、受益者の負担はそれぞれのサービスの性質に応じたものであることが必要であります。以上2つの基本的な考え方にに基づき、見直しの基本方針として、受益者負担を「使用料」、「手数料」、「その他収入」に区分し、それぞれの性質に応じて適正な負担額を算定することとします。 (1)使用料につきましては、施設等の使用のために必要な費用を徴収するものであります。5ページの別表1をご覧ください。先ほど申し上げたように、施設等の性質に応じて、特定の市民だけが使用するものかどうかというような選択性と、行政の関与の必要度合により分類しております。この表にしたがいまして、費用に対して受益者の負担する割合を設定しております。 1ページに戻りまして、(2)手数料につきましては、行政サービスの受</p>
--	--

<p>             益者からその役務の提供のために必要な費用を徴収するものであります。この役務は利用者だけが利益を受けるものでありますので、受益者が負担する割合を100%とし、算定いたします。         </p> <p>             (3)その他の収入につきましては、その内容、性質により使用料、手数料と同様に原価計算を行い、負担額を算定します。そのうち講座の受講料については、行政が関与すべきサービスと民間と競合性のあるサービスに分け、それぞれ負担割合を50%と100%に設定します。このサービスの内容によって負担割合に差を設けるのは、今回の方針から追加した考え方であり、具体的には、講座の内容が市民の活動のきっかけづくりとなる初級講座のようなものは行政が関与すべきサービスと考え、負担割合を50%といたします。それ以外の民間と競合性のある専門性の高い講座については、負担割合を100%とするものです。         </p> <p>             続きまして2ページをご覧ください。         </p> <p>             2見直しの対象 ですが、原則 受益者負担を求めているものすべてを対象としますが、前回の見直しと同様に(1)から(5)までに該当するものについては、今回の見直しの対象といたしません。         </p> <p>             (1)、(2)は、法令や国・県の基準がありそれに準拠するもの、つまり市の裁量が及ばないものであります。(3)は、下水道や病院などの公営企業で、独立採算の原則によって料金を設定するものであります。(4)はサンアートの各種使用料のように、別に審議会や委員会の答申に基づいて料金を設定するものであります。(5)は、前回の見直し後に料金を改定したものです。ただし書きのところは、今回の見直しから追加した考え方であり、前回の見直し後に新設した料金については、実際にかかった経費に基づき算定がされていないという理由により、直近2か年の経費が算出できる場合は、見直しを行うことといたします。         </p> <p>             続きまして、3具体的な算定方法 ですが、前提といたしまして「使用料」「手数料」「その他収入」すべてにおいて、より正確な経費を把握するため、25年度と26年度の実績の経費を算出し、この2年間の平均額を算定に用いる経費とします。なお、25年度の経費につきましては消費税が5%のものとなりますが、算定に当たっては8%に置き換えて算出します。まず(1)使用料の算定については施設の設置に起因する経費である土地の取得費や借地料、建物の建設費、大規模修繕費等については受益者に負担を求めず公費で賄うこととし、算定に用いる経費からは除き、経常的経費であるものだけを経費として算定します。具体的には四角の枠で囲んだの算式のとおり、施設の管理にかかる人件費や光熱水費等である①維持管理費と、正職員が非常勤職員等を監督する業務や保守点検委託等の契約事務などに要する職員の人件費相当額である②間接的管理費を足し、年間最大利用時間で割ったものに先ほどの別表1に掲げた性質別負担割合を掛けて算定いたします。ここで前回からの改正点になりますが、3年前の算定においては、維持管理費と間接的管理費のほかに、調理実習室の調理設備や、照明施設の照明塔などの特別な設備や備品の減価償却費である特別加         </p>
---

算額というものも経費に含めていましたが、これらは施設の設置に係る経費のため、建設費などと同様に公費負担とすることとし、今回は経費の算出から除くことといたしました。3ページにまいりまして、今までの見直しでも運用上あったルールを、今回、明文化しました。アについてですが、照明施設の使用料の算定の際、その電気料金については年間最大利用時間使ったものとして算出するというものです。続いてイですが、有料多目的広場を一部有する公園や、貸し部屋と支所機能を併せ持つカリヨンハウスのような複合施設の使用料の算定の際、施設の総面積の中に貸し出し区域以外の部分がある場合は、その部分に係る経費を控除し、算出するというものです。エについては100円を料金の最低とし、10円未満の端数については切り捨て、10円単位で算定するものです。なお、ウについては、今回の方針から追加したものであります。3年ごとの見直しにおいて少額の変更が毎回行われることは、利用者に混乱を与えるおそれがあることから、算定された使用料が現行の使用料に対し、その増減率が10%未満のものについてはその料金を据え置くとするものです。続いて、3ページ(2)手数料については、四角の枠で囲んだ算式のとおり、年間の①人的経費に、消耗品費や印刷製本費、システムの委託料などの②物件費を足し、年間処理件数で割って算定します。続いて(3)その他の収入については、その性質に応じて使用料または手数料の計算方法を用いて負担額を算定します。この中で講座受講料については四角の枠で囲んだ算式のとおり講師の派遣費、消耗品等の物件費、講座開設に必要な人件費及び講座を行う部屋の使用料の合計を、講座の定員で割ったものに、1ページの(3)でご説明しました講座の性質に応じた負担割合50%または100%を掛けて算定します。4ページにまいりまして、次に4の激変緩和措置 についてですが、前回と同様になりますが、算定の結果その改定率があまりに高いと市民生活へ影響を及ぼすことが考えられるので、改定率の上限を150%とするものであります。続きまして、5その他考慮すべき事項 ですが、(1)の近隣市町や民間との均衡については、受益者負担額を試算した際に周辺市町と著しい格差が生じる場合については、それらを考慮することとします。(2)の市外利用者への対応ですが、施設の設置にかかる費用を公費で賄っているため、その負担は市民がしていることとなります。従いまして、市外利用者の使用料は、原則市内利用者の2倍の料金といたします。(3)の大人・子どもの区分を設定する場合については、子どもは大人の2分の1の料金とすることとします。(4)、(5)の区分設定については全施設一律に設定をするのではなく、施設ごとに設定できるものといたします。(6)の減免制度については、あくまで特例的な措置であり、受益者負担の原則を徹底するため、真に止むを得ないものとして合理性のあるものに限定することといたします。5ページにまいりまして、6見直しの時期 については、平成28年4月1日から適用といたします。また、7市民への周知 は、広報紙でも行いますが、各施設の窓口などでもPRをしていきます。「受益者負担の見直しの基本方針」についての説明は以上であります。説明の中で申し上げた改正点につき

ましては、資料2の新旧対照表にまとめてありますので、ご確認いただければと思います。以上です。

【会長】ただいまの説明について、ご質問等ありましたらお願いします。

【鰯部委員】講座受講料について、講座定員数とは、こういった性質であるか。もう一点、使用料について、年間最大利用時間というのは、稼働率を加味した時間であるのか。

【事務局】講座受講料の講座定員については、実際に受講した人数ではなく、募集定員を指します。

【鰯部委員】募集定員を前提とすると、受講者が募集定員に満たない場合は赤字になるので、行政のサービスとしては基本的に赤字になってしまうということでしょうか。

【事務局】使用料の年間最大利用時間については、講座と同様に、実際に使った時間ではなく、100%稼働した場合を指しますので、委員のおっしゃったように赤字になってしまうこととなります。しかし、利用実績を基にすると料金が非常に高くなってしまいますので、利用する市民に最大限有利な形で算定を行いたいものであります。

【鰯部委員】通常、民間企業では、最大利用時間の考え方は用いず、100%の稼働率に対して、実際にどの程度利用があるか見込み、85%ならば85%稼働した時に利益が出るように料金を設定する。100%稼働することはないわけなので、そういったことも加味されてはどうかと考えます。

【会長】今の説明の中で、市としてもある程度利用者を見込んだ上で定員を設定し、100%稼働しなくても利益が出るように料金を設定していると思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

【協働部長】生涯学習課で主に講座を実施しています。講座の定員の決め方についてですが、講師が受け持つことのできる人数と会場の規模から設定をしています。そこから実際に受講者が満員となるようにカリキュラムの調整や追加募集等を行い、努力しているところであります。

【副市長】先ほど、稼働率を加味した上での料金設定という話がありましたが、赤字部分については公共の福祉ということで行政の役割ではないかと思っております。行政が実施するものについては、利益を生むというよりも公共の福祉の提供を優先させていただくということで取り組んでおります。

【深谷委員】使用料の維持管理費の中の人件費について、一般非常勤職員2,000円、臨時職員1,000円とある。これはどのような根拠に基づいたものでしょうか。

【事務局】実際に職員にかかった費用から算出しています。

【岸委員】今の意見は、高すぎるのではないかという話であると思います。民間で1時間2,000円ももらえる仕事はないです。

【事務局】一般非常勤職員、臨時職員とひとくくりにはしていますが、事務から専門職まであり、また、それぞれ職員の社会保障等も含め概ね1,000円弱あるいは、2,000円弱の時給となっていますのでこういった表記になっています。

【会長】計算する上で、値が細かいと計算が複雑になるので目途を決めて経費を算出しているということであると思います。

【会長】その他意見はありますか。無いようですので続いて行政改革アクションプランに移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

#### 《行政改革アクションプランの取組状況の報告について》

【事務局】行政改革アクションプランの取組状況についてご報告させていただきます。資料3「行政改革アクションプラン取組状況報告書」の1ページをご覧ください。行政改革アクションプランは、平成23年3月に策定しました行政改革大綱に示す5つの推進項目を効率的に推進していくために策定したものであります。取組目標を可能な限り数値化しており、目指すべき成果を具体的にしています。計画期間は平成23年度から平成27年度までの5年間としています。平成26年度におきましては、全40項目のうち、平成25年度までに目標を達成し完了とした8項目を除く32項目について取り組みました。取り組みによる効果額については、1,527万4千円となりました。平成25年度の効果額は1億492万5千円でありましたので、比較すると8,965万1千円の減額となっています。主な減額理由につきましては、平成25年度は、取組項目30の「前納報奨金制度の見直し」におきまして、固定資産税・都市計画税の前納報奨金制度を廃止したことによる効果額が5,257万2千円計上されていたことと、取組項目19の「行政評価システムの充実」による効果額が、平成25年度は約3,600万円あったのに対し、平成26年度は約500万円となっており、この2つが主な要因となっています。なお、「行政評価システムの充実」につきましては、廃止となった事業数、評価結果の予算への割合ともに数字は増えていますが、廃止となった事業の元々の事業費が例年に比べて少なかったため、このような結果となっています。続きまして、3、4ページをご覧ください。取組項目ごとの26年

	<p>度末における進捗状況につきましては、「完了」、「達成に向けて進行・継続中」、「未達成・遅れあり」の3項目に分けて記載しております。平成26年度の取り組みをもって完了とした項目は、項目番号1の「事業の点検・評価に基づいた総合計画の見直し」、項目番号3の「放課後児童クラブの小学校での開設」、項目番号22の「コスト削減に向けた取り組み（防災安全課分、防犯灯のLED照明への取替え）」の3項目が完了となりましたので、平成25年度までに完了した項目と合わせると10項目が「完了」となり、◎で示してあります。また、「達成に向けて進行・継続中」の項目は、○で示す28項目であります。そして、「目標未達成・遅れあり」の項目は、△で示してありますが、項目番号9の「地球温暖化防止実行計画の推進」と項目番号31の「市民病院中期経営計画の推進」の2項目です。次に、個別の取組状況であります。40項目43の取り組みについて、平成26年度の取組状況及び効果等を、5ページ以降に記載してあります。個別の取組状況の説明は、時間の都合上省略させていただきますが、表の見方について説明させていただきます。6ページをご覧ください。取組項目2の「広域的な公共交通推進策の検討」を例にご説明させていただきます。ページの中央部分をご覧ください。アクションプランの計画年であります平成23年度から27年度までの5年間の「取組の概要」となっております。23年度から25年度までの年度については取り組みの実績を、26年度と27年度については取り組みの計画を記載しております。なお、26年度から27年度にわたり矢印があるのは、27年度も継続して取り組むことを表しています。ページの下部分は、「26年度の取組状況及び効果」を記載しております。平成26年度の取組状況及び効果としまして、平成25年10月にさんさんバスのダイヤ改正をして利便性を向上させたことによる効果が、対前年度比で約1,600人の利用者の増加として表れました。このことにより、利用者からの運賃収入も増加した結果、市の運行負担金の減額につながったというものです。この取り組みによる効果額は159万2千円となっております。表の見方については以上ですが、1点だけ資料の補足説明をさせていただきます。24ページをご覧ください。取組項目20の「健全財政の維持」です。ページの下部分の「26年度取組状況及び効果」の中に経常収支比率がありますが、平成26年度の率は現時点では確定の数字が出ていませんので、見込みの数値としています。以上をもちまして、行政改革アクションプランの取組状況の報告とさせていただきます。</p> <p>【会長】私から一点。取組の進捗状況が未達成のものについて説明をお願いします。</p> <p>【環境経済部長】取組目標9「地球温暖化防止実行計画の推進」についてであります。取組目標にもありますが、公共施設の管理、運営に係る事務事業において、環境負荷の低減により地球温暖化の防止を図るものであります。数値目標を平成21年度に対し平成26年度までに5%削減としておりましたが、その数値目標を達成できなかった</p>
--	---

ために未達成となっています。未達成となってはいますが、市役所庁舎、市民病院及びカリヨンハウスに設置している太陽光発電システム、並びに市民病院に設置しているコージェネレーションシステムの発電により、一定の効果を挙げています。

【病院事務局長】取組項目31「市民病院中期経営計画の推進」についてであります。16人いた常勤医師が退職等により13人に減ってしまったことにより、影響が出ております。また、消費税の増税により、病院側が負担する経費が増大したことも原因になります。経費が減少したことに加え、入院することができる人数について厳格化されたことで患者数が減少したことにより収益が減少しています。これらが主な原因となります。

【会長】他に意見はありますか。

【三宅委員】さんさんバスについて、これは利用者がいればいるほど赤字になってしまうのでしょうか。また、市役所に来ようと思ってもだいぶ大回りになっていて、なかなか着かない。市の中心と駅の間は直通便のようなものを整備できないでしょうか。

【政策推進部長】運行経費につきましては、年度当初に契約をしておりますので、乗っていただければそれだけ料金収入は増えます。25年度に最終バスの時間の切り上げ等を行い運行に係る経費も削減しております。また、遠回りではないかという話につきましては、病院まで行きたいという要望も多くいただいております。その点については、ご理解をいただきたく思います。ただ、朝の便につきましては、その時点でまだ開いていない施設を飛ばしてショートカットするようにダイヤを設定しております。

【鰐部委員】現在のアクションプランは今年度で終わるわけですが、本市は人口も増加しております、大都市を除けばこんな市は全国的に見ても稀であります。全国を見れば人口も減少しており、行政の方々も危機感をもって対応をしていると聞きます。本市においても今後は、人口が減っていくものと思われまので、この点についても意識を持って、今後の計画を策定していただきたい。

【政策推進部長】本市につきましても人口推計に取り組んでおりまして、人口ビジョンを策定していくものであります。現在事務担当が集計しているところですが、その調査によれば、ここ数年での人口減少はない見込みであり、その点については、まずはご安心を頂きたいと思っております。そういったことを踏まえ、今後訪れる人口減も見据えながら計画を策定してまいります。

【鰐部委員】市長がしきりにまちづくりの青写真を描きたいということをおっしゃっている。市民にとっていいまちを作りたい



	<p>と思います。</p> <p><b>【会長】</b> ご意見がなければ、本日の会議を終わります。ありがとうございました。</p> <p>次回の委員会において、本日協議をいただいた受益者負担の見直しの基本方針に基づく「見直しによる料金改定案」についての協議を行います。</p> <p><b>【事務局】</b> 本日は長時間にわたり大変お疲れ様でした。</p> <p>以上をもちまして、第1回行政改革推進委員会を終了いたします。</p>
--	--